

個別注記表

自:2020年7月1日 至:2021年6月30日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

----- 移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ----- 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

----- 定率法【但し、建物（附属設備を除く）については定額法】によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	10～20年
建物附属設備	3～17年
構築物	10年
機械及び装置	4～16年
車両運搬具	2～6年
器具備品	3～15年

②無形固定資産

----- 定額法によっております。

③長期前払費用

----- 均等償却によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 ----- 償還期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

----- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ

いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

②投資損失引当金

----- 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要額を計上することとしております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

③賞与引当金 ----- 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) リース取引の処理方法

当社はリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、未経過リース料総額は 20,616 千円であります。

(7) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

但し、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

個別取引毎に有効性を判断することとしております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については有効性の評価を省略して

おります。

⑤その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき取引を行っております。

なお、多額の借入金は取締役会の専決事項でありますので、それに伴う金利スワップ契約の締結は、同時に取締役会で決定されることとなります。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

3.株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

9,602 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

210 株

(3) 当事業年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。